

愛媛労発雇均 0706 第1号

平成 30 年 7 月 6 日

各団体の長 殿

愛媛労働局長



夏季における年次有給休暇の取得促進に係る周知について

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため様々な施策を行っているところです。

このうち、年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

全国の年次有給休暇の取得率は、平成 28 年で 49.4%と、近年微増傾向にあるものの、依然 5 割を下回っています。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい夏季において、連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等を行うこととしております。

つきましては貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、別途送付しますポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、広報誌やホームページなどにより周知していただきますようお願い申し上げます。

また、愛媛県働き方改革推進支援センター及び労働関係助成金の資料も送付しますので、こちらにつきましても併せて周知方よろしくようお願い申し上げます。

なお、追加の資料を希望される場合は、下記の担当までご連絡ください。

（問い合わせ先）

愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階

電話(089)935-5222 / FAX(089)935-5210

担当：久保